

四日市市告示第 39 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づき、四日市市森林整備計画を樹立したいので、同法第 10 条の 5 第 7 項の規定において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり当該森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、当該森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、四日市市長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

平成 28 年 2 月 15 日

四日市市長 田 中 俊 行

1 縦覧場所

四日市市諏訪町 1 番 5 号

四日市市役所 商工農水部 農水振興課

2 縦覧期間

平成 28 年 2 月 15 日から平成 28 年 3 月 15 日まで（土、日曜日を除く）

3 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで